



2022年12月2日

各 位

会 社 名 株式会社オーバル
代表者名 代表取締役社長 谷本 淳
(コード番号：7727 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 市村 隆博
電話 03-3360-5009

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2022年9月15日付け「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同年11月5日以降、同年9月30日から3か月以内（末日が休日のため翌営業日の2023年1月4日まで）に開催する可能性がある当社臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）招集のための基準日（2022年9月30日）を設定しておりましたが、本株主意思確認総会の開催には実務上一定の期間を要すること等から、今後、本株主意思確認総会を開催することとした場合に、本株主意思確認総会を2022年9月30日から3か月以内（2023年1月4日まで）に開催することができない場合に備え、2023年1月5日以降、2022年12月17日から3か月以内（2023年3月17日まで）に開催する可能性がある本株主意思確認総会招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1 本株主意思確認総会に係る基準日等について

当社は、2023年1月5日から同年3月17日までに本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年12月17日（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は2022年12月16日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主といたします。なお、2023年1月4日以前の日で開催される本株主意思確認総会の招集のための基準日は、従前どおり、2022年9月30日となります。

- (1) 基準日 2022年12月17日（土曜日）
- (2) 公告日 2022年12月3日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.oval.co.jp/ir/notice/>

2 本株主意思確認総会の開催及び付議議案について

当社は、2022年11月28日付け「Anton Paar GmbHとの事業提携に関する会議の実施に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、同月第4週に Anton Paar GmbHとの会議を実施しており、今後も同社と協議を継続していく予定であります。当社は、現時点で、本株主意思確認総会を開催するか否かを含め、本株主意思確認総会の招集について決定をしておりませんが、本株主意思確認総会を招集することとなった場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第お知らせいたします。

以 上